

太陽電池発電設備に係る受変電設備の点検頻度見直しの工程表

○太陽電池発電所における受変電設備の点検頻度については、本来、他の受変電設備と同一に扱われるべきもの。ただし、全量買取制度の導入の経緯の中で、その扱いに混乱が生じている。

○したがって、全量買取制度に基づく太陽電池発電所については、新たに設置され間もないことも踏まえ、当面点検頻度の統一化を猶予する一方、太陽電池発電所の受変電設備と相当規模(50～2000kw程度)の需要設備の受変電設備を対象とした実態調査及び新たなルール作りを早急に行う。

